

大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付要綱に係る取り扱い基準

I (趣旨)

この基準は、大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付要綱の手続きにおいて、必要な事項を定めることを目的とする。

II (定義)

この基準において使用する用語は、それぞれ大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付要綱に定めるところによる。

III (補助対象等)

補助の対象となる改善に係る工事は次の各号に定める事項を満たす工事とする。ただし、市長が特段の理由を認めた場合はこの限りでない。

- (1) フェンス等の基礎を独立基礎（フェンス用基礎ブロック）又は補強コンクリートブロック（布基礎からの高さ又は道路からの高さを40cm以下とする。また、基礎を立ち上げる場合は道路面よりの全高は60センチメートル以下とするものに限る）とし、転倒のおそれがないよう根入れを20cm以上とすること。ただし、新たな擁壁にフェンス等を設置する場合は、この限りでない。
- (2) フェンス等を既存擁壁の上に設けるものではないこと。

附則：この基準は、平成30年12月11日より施行する。

附則：この基準は、令和3年4月1日より施行する。

附則：この基準は、令和5年4月6日より施行する。